

境町社会福祉協議会「福祉用具貸与」に係わる実施要項

(目 的)

第1条 この要項は、境町に居住する者に対し、福祉用具を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(貸与条件)

第2条 貸与の対象となる福祉用具は、車いす及び歩行器とし、その対象者は、境町に住所を有するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）等により貸与等を受けられる者は対象者から除く。

2 福祉用具の貸与を受けた者は、福祉用具の一部又は全部をき損し又は滅失した場合には直ちに会長に対し、その状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(貸与期間)

第3条 福祉用具の貸与期間は、貸与を受けた対象者が施設へ入所すること、その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの間とする。

2 6ヶ月を単位として更新を行うものとする。

(申 請)

第4条 福祉用具の貸与を希望する者又はこれを扶養する者は、「福祉用具借用申請書」（様式第1号）を境町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(料 金)

第5条 本要項に定める福祉用具の貸与は、無償とする。

(返 却)

第6条 福祉用具の貸与を受けた者は、福祉用具を使用する対象者が当該用具を使用しなくなったときは、速やかに会長に申し出なければならないものとする。

(台帳の整備)

第7条 会長は、福祉用具の貸与の状況を明確にするため、「福祉用具貸与台帳」（様式第3号）を整備するものとする。

(補則)

第8条 この要項に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要項は、平成29年6月7日から施行する。
- 2 福祉機器貸出事業実施要項は廃止する。